

対象者全員検査 FAQ

令和4年5月23日時点

No.	質問	回答
1. 制度全般		
1-1	対象者全員検査とは。	緊急事態措置区域等における飲食店やイベントでの人数制限、不要不急の都道府県間の移動の自粛要請について、「対象者に対する全員検査」を活用することにより、行動制限の緩和を可能とするものです。
1-2	対象者全員検査の適用期間について。	令和4年5月23日以降、適用しておりません。(行動制限が要請され、対象者全員検査が適用となる場合は、改めて大阪府HPにてお知らせいたします。)
1-3	ワクチン・検査パッケージ制度とは違うのか。	「対象者に対する全員検査」を活用することにより、行動制限の緩和を可能とするものであり、ワクチン接種歴の提示・確認では制限緩和の対象とはなりません。適用範囲はワクチン・検査パッケージ制度に準じます。
1-4	ワクチン・検査パッケージ制度は現在適用されているのか。	現在、ワクチン・検査パッケージ制度についても適用されておりません。
2. 検査		
2-1	どこで検査結果を取得できるのか。	無料検査を実施している事業者については、大阪府HP「無料検査事業の実施について」に掲載している「新型コロナ検査実施事業者 公表一覧はこちら」からご検索いただけます。 (参考HP)無料検査事業の実施について https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryoukensa.html (参考HP)無料検査実施事業者 公表一覧 https://pref-osaka.viewer.kintoneapp.com/public/0ea753fc65f8f3d36bd2569b44734e71#/
2-2	12歳未満の子どもについても、検査結果の提示が必要なのか。	12歳未満の子どもについても、陽性者による他者への感染力があることが示されており、検査の陰性を確認することが必要です。 ただし、未就学児(概ね6歳未満)については、同居する保護者が同伴する場合には検査結果の確認は不要です。 なお、12歳未満の子どもの本人確認や年齢確認は、自己申告、保護者による申告、健康保険証等で確認することが可能です。